

健 発 0106 第 7 号
平成 28 年 1 月 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種
(医療分野)の登録要領について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づく特定接種(医療分野)については、「特定接種(医療分野)の登録要領」(平成25年12月10日付健発1210第1号当職通知の別紙3)により登録手続の具体的運用等を定めているが、今般、登録手続を特定接種管理システムによって実施することとし、同要領を別紙のとおり改正することとしたので通知する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに協力を求め、登録が円滑に行われるよう、御配慮をお願いします。

なお、「特定接種(医療分野)の登録要領」(平成25年12月10日付健発1210第1号当職通知の別紙3)は廃止する。